

社会福祉法人松樹会役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松樹会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、別表2により法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の報酬)

第6条 苦情対応第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは別表3により報酬及び実費弁償を払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表4により旅費を支給することができる。

(重複支給の防止)

第8条 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員はこの規程を適用しない

2 理事長が第4条第1項の報酬を得た場合は、第3条報酬及び実費弁償は支給しない

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成28年2月1日から施行する。

この規程は平成29年6月21日より変更する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費 (交通費)
理事会出席報酬等	日額 10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	日額 10,000円	5,000円

別表2 (第4条関係)

名 称	内 容
理事長の業務時間	1ヶ月に10日以上法人業務を遂行し、出勤簿で管理する。
理事長の職務等	理事長は、社会福祉法人松樹会の最高経営責任者として理事会を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。

別表3 (第4条及び第5条、第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費 (交通費)
理事長業務報酬等	月額 500,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	日額 8,000円	〃
監事監査指導報酬等	日額 10,000円	〃
苦情対応第三者委員	日額 5,000円	〃

別表4 (第7条関係)

名 称	旅 費
旅費	実 費